

事務連絡
令和7年2月5日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より障害福祉施策の運営に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる疾病が369疾病から376疾病となり、令和7年4月1日から適用となりました。

障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者御本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となります。

貴会におかれましては、会員への周知について御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、医療機関に対する周知については、別添のとおり令和7年2月5日付で各都道府県・政令市・特別区の衛生主管部（局）長宛てに通知しております。

【担当】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

人材養成・障害認定係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3029)

メール : nintei3029@mhlw.go.jp